

静岡産業大学 研究活動に関する倫理規範

平成 27 年 4 月 1 日 制定

静岡産業大学（以下「大学」という。）は、研究活動に従事または関与する全ての者が、大学の「理念」と「ミッション」、「県民大学宣言」の実現を目指すうえで遵守すべき基本的な倫理規範を以下のとおり定める。

1. 研究者の姿勢

- ・研究者は、大学の研究活動が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、学問的良心と信念に従って、誠実公正に行動しなければならない。

2. 法令遵守

- ・研究者は、法令及び学内規則等を遵守し、社会規範を十分に尊重し、社会人としての良識に従って行動しなければならない。

3. 研究活動

- ・研究者は、高潔な倫理観を持って研究活動に取り組むとともに、研究費の適切な使用に努めなければならない。また研究活動において、いかなる不正行為も行ってはならない。
- ・研究活動を行うにあたり、共同研究者・研究協力者の人格、人権を尊重し、研究上の立場を利用したハラスメント防止に努めなければならない。

4. 情報管理

- ・研究者は、研究活動を行う過程で収集または知り得た情報等について、その取り扱いに十分な注意を払い、適切な対応をしなければならない。